

## ◎県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更について

### 1 概要

県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」において、令和元年8月から令和2年9月の間に、横須賀市大楠漁業協同組合が県教育委員会の現状変更等許可を受けずに、海産物資源の増大と台風時等の高波対策を目的として工事を行い、漁礁兼消波堤が設置されました。

当該漁業協同組合は、令和3年4月19日付けで県教育委員会に当該天然記念物及び名勝における現状変更等許可申請を行い、その結果、5月10日付けで次の条件により、現状変更が許可されました。

### 2 現状変更許可条件の内容

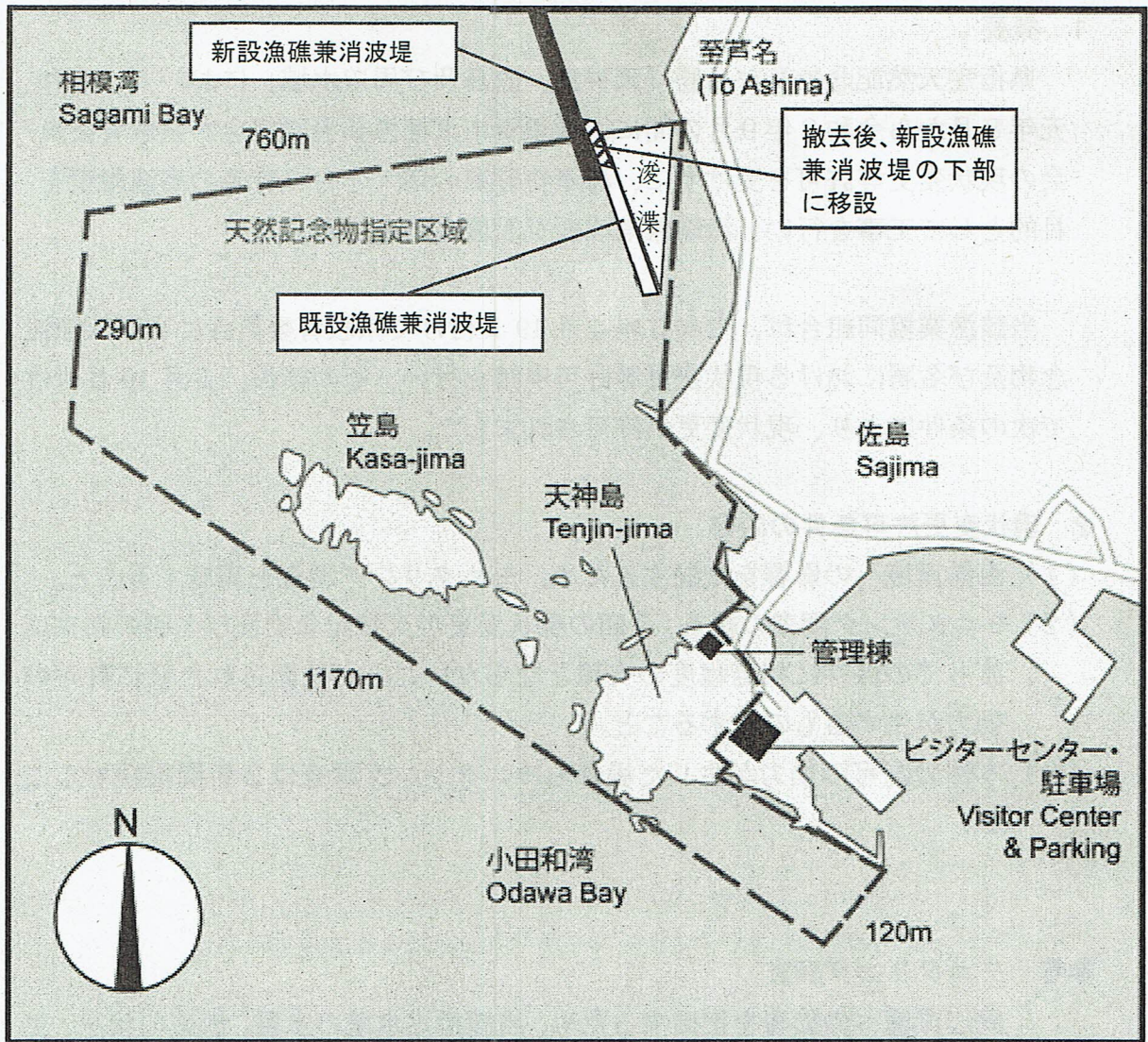
- (1) 海洋環境への影響を把握するため、モニタリング調査を実施すること。
- (2) モニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずるものとする。
- (3) 本件の許可の効力が生じた場合もモニタリング調査は3年間継続すること。

#### 参考 モニタリング調査

周辺環境への影響を把握するため、当該指定水域の水質、海底の状況、生物の生息状況を潜水または機器を用いて調査します。

別紙 概略図（天神島、笠島及び周辺水域の区域と現状変更工事箇所）

別紙 概略図（天神島、笠島及び周辺水域の区域と現状変更工事箇所）



(出展：本市自然・人文博物館 HP『天神島臨海自然教育園および天然記念物指定区域』図を一部加工)